

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
1 入国・在留制度の緩和								
09301	一般社団法人 新経済連盟	外国人にとっての 働きやすい環境構築	在留資格制度の柔軟化	<p>新在留管理制度によって在留期間の上限は5年となったものの、長期プロジェクトへの従事の際の不便等から更なる引き上げを求める声も大きい。また、「企業内転勤」では転勤前に外国の本社・支社に1年以上勤務していなければならず、入社後1年未満の日本転勤が不可能となっている。</p> <p>日本企業で働く外国人が外国に転勤する場合、永住許可に必要な在留年数がリセットされるため、企業のグローバル対応に合わせた柔軟な外国人社員の転勤が行いにくくなっている。</p>	出入国管理及び難民認定法、及び、 関係法令	<p>○在留期間を10年に引き上げ</p> <p>○「企業内転勤」の転勤前の外国における勤務期間の条件を撤廃</p> <p>○永住許可に必要な在留年数を通算できるように(一度日本を離れてもリセットされないよう)変更</p>	法務省 厚生労働省	<p>○ 在留期間は、一定の期間ごとに我が国に在留する外国人の在留状況、在留の必要性・相当性等を確認する必要があることから定められているものであり、個々の外国人の在留期間の決定に当たっては、入国の目的、滞在予定期間、契約期間、身分・地位の安定度、在留状況の確認の必要性等を考慮することとしている。</p> <p>出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項において、外交・公用、高度専門職2号及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、5年を超えることができないと規定されているが、これは、平成21年の入管法の改正により導入された新たな在留管理制度において法務大臣が中長期在留者の在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握することができるようになったことを受けて、改正前の入管法では、在留期間の上限は原則3年とされていたものを5年に延長したものである。</p> <p>現状において、この上限を更に延長するだけの合理的理由は認められず、御提案は受け入れられない。</p> <p>なお、許可された在留期間を超えて我が国に滞在しようとする場合は、在留期間の更新の許可の申請を行うことができ、申請者に引き続き在留を認めることが適当と認められるときには、これを許可することとしている。</p> <p>○ 在留資格「企業内転勤」の要件の一つとして、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において、法別表第1の2の表の「技術・人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間(企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間)が継続して1年以上あることとしている。これは、外国人を我が国に入国させること自体を目的として外国人を新規に雇用等することを防止するための観点から定めているものであって、当該期間を縮小することは困難である。</p> <p>一方で、「企業内転勤」に該当する活動は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」と同様であり、転勤により我が国に入国・在留しようとする場合であっても、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る要件を満たせば、同在留資格による入国・在留が可能である。</p> <p>この点、総合規制改革会議の第3次答申(平成15年12月22日)において、海外からの外国人転勤者に関する在留資格周知を求められたことから、許可し得る在留資格の関係、要件等についてホームページに掲載し、周知を図っている。</p> <p>なお、同答申及び規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、いずれの在留資格に係る要件も満たさない具体例については、経済団体等を通じて調査を行なったところ、具体例の提示はなく、制度の見直しは必要ないとされた経緯がある。</p> <p>○ 出入国管理及び難民認定法第22条第2項に定める永住許可の要件のうち、「その者の永住が日本国の利益に合すると認めるとき」への適合性については、申請人の在留状況等を総合的に勘案して判断されるものであるが、永住許可に関する予見可能性の向上の観点から、一定の目安を「永住許可に関するガイドライン」として公表している。</p> <p>同ガイドラインの中で、在留歴については、「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること」としており、継続して10年以上在留していることを基本としているが、永住許可は上記のとおり総合的に判断されるべき性質のものであり、一旦、出国した場合であっても、これまでの在留状況を考慮し、定着性が認められる場合など、個別の事情により、上記ガイドラインに直接当てはまらなくとも永住を許可する事例がある。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
09601	浜松市	【農・工・旅連携グローバル人材特区①】 グローバル化を推進する中小企業の外国人中核人材雇用促進	一定の技能スキルを持つ外国人材を中小企業が雇用するために「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を得ようとする場合、資格取得を円滑なものとするため「外国人ワンストップセンター」内に「永住・在留相談センター」を設置し、中小企業が、明確化されたルールに基づき迅速に入管での可否を判断、アドバイスを受けられるようにする。 また、市が海外進出・販路拡大・輸出増進等を目指し、そのための中核人材として外国人を活用しようとする中小企業であると認定した「グローバル化推進企業」については、在留資格の取得手続きを簡略化できるようにする。	特に中小企業が外国人を雇用しようとする場合、手続きが煩雑な上、就労ビザの可否が予測しにくく、雇用をためらうことになっている。実際のヒアリングで次のような声があった。 i) 中小企業(アイゼン、ROKI、呉竹荘)が、外国人を雇用するために、就労ビザの申請手続きをする際、かなりの手間がかかり、場合によっては認められないケースもあった(手続きに手間取ったため入社式に間に合わなかった事例あり)。 ii) 静岡大学の留学生の、地元での就職希望が高い中、外国人の就労制限により、就職先が限定されてしまい、その能力を地域で活かすことができない。 iii) 中小企業に対する外国人労働者の就労許可基準はかたまり感強いとの印象がある(静岡国際言語学院、公益財団法人国際人材育成機構より)。	出入国管理法第7条、上陸基準省令	入管より就労ビザ等の可否の事例を一定数示していただくことにより、可否判断を予測できるようになった上で、外国人を雇用しようとする中小企業が直接アドバイスを受けられるように「外国人ワンストップセンター」内に「永住・在留相談センター」を設置する。 さらに、海外進出等のため中核人材として外国人を雇用しようとする中小企業で、市が「グローバル化推進企業」と認定したものについては、手続きを簡略化できるようにする。	法務省	(前段について) ○ 当省においては、これまで「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について(平成27年3月改訂)や「就労資格の在留諸申請に関連してお問い合わせの多い事項について(Q&A)」(平成28年3月)といった具体的事例を含む各種資料を法務省ホームページにおいて公表しているところ、御提案のような措置の必要性を検討する前提として、更に明確化を図るべき点について具体的に御指摘願いたい。 (後段について) ○ 提案主体である地方公共団体が適切に関与する枠組みにおいて、当該地方公共団体が参加企業の活動実態を詳細に把握しているような場合には一定の提出書類の簡素化を検討する余地があるため、「グローバル化推進企業」に係る詳細(浜松市による審査・認定手続の詳細を含む。)について御教示いただきたい。
09901	浜松市	【農・工・旅連携グローバル人材特区④】 「外国人ワンストップセンター」による監理体制の強化	外国人を雇用しようとする中小企業が、迅速に入管での可否を判断、アドバイスを受けられるようにするため、「外国人ワンストップセンター」内に「永住・在留相談センター」を設置するが、同時にこのセンターに外国人材を雇用する中小企業や紹介団体等が適切な雇用条件を遵守しているかを管理する権能も持たせる。 この「外国人ワンストップセンター」は、浜松市が設置することを想定しているが、その管轄範囲は同様のニーズのある地域が隣接自治体等にあるならば、より広域であるほうが効率的である。 そこで広域的な第三者監理協議会(構成: 県、市、教育委員会、県警、地方入国管理局、県労働局、地方経済産業局など)を組織する。	実際に市内の中小企業である宝翔や静岡国際言語学院から、制度を悪用する事業が報告されており、そのような問題が起きることが無いよう厳しい指導や、関係者間の連携強化が必要であるとの意見があった。	法務省組織令第七十五条別表第二(「外国人ワンストップセンター」の権能を、出入国管理局の支局並みにする場合)	「外国人ワンストップセンター」に関し、広域的な第三者監理協議会(構成: 県、市、教育委員会、県警、地方入国管理局、県労働局、地方経済産業局など)を組織するにあたっては、特区における規制緩和を経済波及効果に繋げていくためにも、隣接する東三河地域、さらには愛知県全体との連携も考えて協議・運営していく。	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	(調整中)

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
2 技能実習制度の緩和								
05201	兵庫県	技能実習制度によりホテル・旅館で就労する外国人の実習期間の延長	ホテル・旅館における業務は、フロント、客室案内、食事処の準備・配膳・下膳、清掃、お土産物等の物販等、多岐にわたる業務からなる。これら一連の業務に関する技能を修得し、習熟することによって、帰国後にホテル・旅館等におけるきめ細やかなサービスに活かすことが可能になる。 現行制度の1年以内の実習では、これらのスキルを十分習熟できないため、3年の実習を実施する。	「外国人の技能実習制度」により、ホテル・旅館が外国人を受け入れる実習期間は最長1年(技能実習1号に該当)。 農業、漁業、建設業、製造業など、1年目に修得した技能の習熟に時間のかかる74職種の実習期間は最長3年(技能実習2号に該当)。	・出入国管理及び難民認定法施行規則第3条 ・技能実習制度推進事業運営基本方針(厚生労働省告示)Ⅱ1	ホテル・旅館の業務は多岐にわたる業務からなり、1年以内の実習では十分習熟できないため、技能実習制度によるホテル・旅館での実習を、技能実習2号該当職種と同様の扱いとして、最長3年の実習を可能にすること。	法務省 厚生労働省 国土交通省	技能実習2号移行対象職種については、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、 ①同一の作業の反復のみでないこと、 ②送出し国の実習ニーズに合致すること、 ③技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること といった要件を満たす必要があります。 このうち、③については、具体的には、業界団体が中心となって、技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度等をつくる必要があります。 ホテル・旅館においてどのような技能を修得させるか等について、上記要件も勘案し、整理いただいた上で、御相談ください。
09701	浜松市	【農・工・旅連携グローバル人材特区②】ものづくり&ICT分野の高度技能実習生の育成・活用	技術の熟練度を要するものづくり&ICT分野の高度技能実習生に関して、本人および受入機関の申請ならびに市の推薦により、「外国人フンストップセンター」の管理の下、実習期間を最長3年から5年に延長できるものとする。 さらに、一定の熟練技術力および日本語能力を有する技能実習生に関して、同様の手続きにより3～5年の「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を与え、正規雇用を可能とする。	技能実習生の受け入れ期間は最長でも3年で、その後、帰国しなければならないため、ものづくりやICT分野で技能実習生を受け入れている中小企業(アイゼン、日星電気、シーポイント)が、技能が高く、日本の生活に慣れた実習生を、実習生の意志に反して、引き続き雇用することができなかった。	入管法第7条第1項第2号、別表第1の2	技術の熟練度を要するものづくり&ICT分野の高度技能実習生のうち、高度技能が認められるものに関しては、本人および受入機関の申請ならびに市の推薦により、実習期間を最長3年から5年に延長できるものとする。さらに、実習終了時に一定の熟練技術力および日本語能力を有すると認められたものは、同様の手続きにより引き続き3～5年の「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を与え、正規雇用を可能とする。	法務省 厚生労働省	(前段について) 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布されたところ、当該法律が施行された場合には、一定の要件を満たす優良な監視団体・実習実施者において、一定の技能レベルに到達した技能実習生を受け入れることが可能となり、計5年間の技能実習が可能となる。 (後段について) 技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能・技術・知識を開発途上国等へ移転し、当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的としていることから、技能実習修了後に母国で修得した技能等を活かすことなく、我が国で長期にわたる就労を認めることは制度の趣旨に反するものであり、受け入れられない。

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
3 留学生の受入れ・就業促進								
00601	株式会社ユニテッドオーシャンホールディングス	株式会社立インターナショナルスクールで学ぶ外国人に対する留学ビザの発行	ニュージーランドのオークランドインターナショナルカレッジの日本分校を2018年に香川県丸亀市に開校する予定です。同校は16歳以上を対象にした国際バカロレア機構認定の国際高校で、株式会社で運営を行います。 世界的視野に立ち価値ある貢献のできる国際的リーダーの育成を教育理念として掲げ、IBディプロマを取得した上で国内外の名門大学へ進学出来るように指導を行います。 特色の二つ目は日本の文化や伝統を海外に発信できる人材を育成することにあります。日本文化をはじめリベラルアーツ教育にも力を入れ、和魂漢才、和魂洋才に倣い「和魂グローバル才」を標榜します。 さらに3つ目の特色として来るべきシンギュラリティの時代を生き抜くために最先端のITスキルとアントレプレナーシップの養成を目指し、国内外のエンジニアや企業家との交流を行います。 一方、国内各地に分校展開を企図しており、運営は株式会社が行うことで将来のIPOを念頭に入れています。海外の若者にも日本文化に対する理解を深めてもらうという観点からも、また日本人生徒に多様性を実感してもらうという観点からも世界から留学生を受け入れることが望ましいと考えています。	学校法人以外で学ぶ外国人に留学ビザが発行されるのは日本語教育機関のみであり、インターナショナルスクール等のフリースペースには認められない。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号	日本語教育機関以外の株式会社立フリースクール、特にインターナショナルスクールに入学する外国人に対して留学ビザの発行を認め、日本で学ぶ機会を提供する。	法務省 文部科学省	出入国管理及び難民認定法において「留学」の在留資格で行うことができる活動は、「本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。))若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動」と定められており(同法別表第一の四)、御提案の機関において在留資格「留学」で外国人を受け入れるためには、当該施設が「設備及び編制に関してこれらの準ずる機関」であると認められることが必要であるが、現在のところ、この点についていただいた提案からは判断できず、対応は困難である。
01401	八王子市	ダイバーシティ経営特区	経済のグローバル化が進展する中で、企業が競争力を維持・強化するためには、外国人人材を受け入れ、価値観や情報、スキルの多様性を確保し、イノベーションを創出することが重要となっている。 そのような中、中小企業においては、大企業との関係性が希薄化し、海外市場を視野に入れて自ら市場と向き合い、需要を獲得する必要性に迫られている一方で、我が国における雇用環境の改善が進む中で、深刻な人材不足に直面している。 このようなことから、海外展開や優秀な人材確保を目指すとき、留学生や外国人学生を積極的に雇用することは、中小企業の未来を占う問題となっている。 そこで、国家戦略特区内に「ダイバーシティ経営特区」として中小企業による海外大学からのインターンシップ受け入れを円滑にし、外国人人材の受け入れを促進することで、イノベーションを創出し、海外市場を含めた新たな販路開拓を図るとともに、優秀な人材を確保し、もって我が国産業の国際競争力の強化を目指す。	市内のダイバーシティ経営を目指す企業では、外国人人材の受け入れに向け、外国大学の大学生をインターンシップとして受け入れることで、自社についての情報発信や人材の発掘を行っている。 しかし、在留資格「特定活動」のインターンシップで受け入れを行う際、以下の点において支障が生じており、企業の負担が大きい。 (1)入国審査手続の課題 入国管理局における在留資格証明の審査に要する期間が長いうえ、審査基準が不明確であることから大学との学生受け入れに係る調整に支障が生じている。 (2)人材マッチングの課題 申請時に業務内容を厳密に特定する必要があることから、学生が幅広い職種を体験することが出来ない。 また、企業は将来の採用を見据え短期間ずつ多様な学生を受け入れたいが、現状では長期間特定の学生しか受け入れることが出来ない。 なお、在留資格「文化活動」であれば、複数の企業を見学することが可能であるが、職業体験を行うことが出来ないため、採用を前提とした人材発掘にはつながらない。	出入国管理及び難民認定法に基づく制度運用	提案事業の実施区域内において、要件を満たす中小企業が外国大学から学生をインターンシップとして受け入れる場合、以下の措置を受けることとする。 (1)当該学生の入国・在留申請を優先的に処理するとともに、審査基準を明確化する。 (2)当該学生が在留期間中に複数の企業で業務に従事することを可能とする。 なお、本措置により外国人学生が単に単純労働の安価な受け皿として受け入れられ、日本人の就労機会が奪われること等を防ぐため、対象となる企業に以下の要件を設ける。 (1)海外大学との国際交流協定(MOU)を締結し、これに基づき学生の受け入れを行うこと。 (2)学生に対する報酬、待遇を受け入れ企業における新規採用正規職員と同程度とすること。 (3)海外展開等、学生の受け入れに関する明確なビジョンを有していること。 (4)受け入れ企業において、学生の専攻分野に係る先進的技術、サービスを有すること。 (5)個人情報や知的財産など、秘密保持に係る必要な体制を備えていること。	法務省	(1)前段について 「優先処理」の可否を検討するためには、その意義及び必要性について合理的な説明が求められるところ、まずは、提案主体である地方公共団体及び優先処理の対象として想定する中小企業との関係について具体的に御教示いただきたい。 (1)後段について 当省において更なる明確化を図っていくためにも、「審査基準が不明確」とする具体的内容について御教示いただきたい。 (2)について 在留資格「特定活動」による外国の大学の学生のインターンシップについて、当該学生が在籍する大学と本邦の公私の機関との契約に基づき、「複数の企業で業務に従事すること」も可能である。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
04401	①京都市 ②(公財)大学コンソーシアム京都 (共同提案)	「大学のまち・学生のまち京都」における「学位を取得した留学生の就業支援」	大学コンソーシアム京都に加盟する50校の大学・短大(大学院を含む。)を卒業(学位を取得)した留学生が、京都市及び京都商工会議所が審査・認定を行っている中小企業等(※)に就労する場合は、国(法務省入国管理局)に提出する書類及び審査を、上場企業等と同様に簡素化する。 (※) ①京都市が行っている認定企業「オスカー認定企業」(27年度:160社)、「Aランク認定企業」(27年度:120社)、「知恵創出”目の輝き”認定企業」(27年度:12社)、「これからの1000年を紡ぐ企業認定」の企業(28年度:6社) ②京都商工会議所が行っている認定企業「知恵ビジネスプランコンテスト」(27年度:41社)	留学生が中小企業に就職しようとする場合、企業の概要や労働条件、業務内容を詳細に記した資料等の提出が求められるとともに、厳格かつ長期(60日間)にわたる審査があり、雇用を検討する企業側の負担が大きだけでなく、留学生の不安定な立場が長くなるなど、企業の留学生雇用する上での阻害要因となっている。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条、別表第一の二、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三、法務省HP	大学コンソーシアム京都に加盟する大学・短大(大学院を含む。)を卒業(学位を取得)した留学生が、京都市及び京都商工会議所が審査・認定を行っている中小企業(※)に就労する場合は、国(法務省入国管理局)に提出する書類及び審査を、上場企業等と同様に簡素化する。 (※) ①京都市が行っている認定企業 ・「オスカー認定企業」(160社) ・「Aランク認定企業」(120社) ・「知恵創出”目の輝き”認定企業」(12社) ・「これからの1000年を紡ぐ企業認定」(6社) ②京都商工会議所が行っている認定企業 ・知恵ビジネスプランコンテスト(27年度:41社)	法務省	上場企業については、公表資料等により当該企業の活動実態が明らかとなっていることを踏まえて、提出書類の一部簡素化を行っているものであり、他の企業と取扱いが異なることには合理性が認められるものと考えている。 他方で、提案主体である地方公共団体が適切に関与する枠組みにおいて、当該地方公共団体が参加企業の活動実態を詳細に把握しているような場合には一定の提出書類の簡素化を検討する余地があるため、「大学コンソーシアム京都」に係る詳細(京都市による審査・認定手続の詳細を含む。)について御教示いただきたい。
07401	北九州市	大規模国際大会および関連イベント等における資格外活動許可を取得した外国人材の積極的活用	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする、大規模国際大会やその関連イベント等において、通訳等・外国人の活躍が期待される業務が発生した場合、大学等と連携し、資格外活動許可を取得した外国人材の積極的な活用を行う。	現行法(出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第五項)では、資格外活動許可により外国人、特に留学生が就労する場合、就労時間は週28時間(留学生は在籍する教育機関が長期休業期間の場合は1日について8時間)以内とされている。 一方、大規模大会等では土日の終日及び平日夕方以降などに業務が集中しがちであり、1週について28時間(長期休業期間の場合、1日について8時間)を越えて就労を要する場合があるため、留学生等の有効活用が図られていない。	出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第五項	資格外活動許可により就労する留学生については、在籍する教育機関が適当と判断する業務に対し、週28時間(長期休暇中の留学生は1日8時間)の規制を週48時間にまで緩和するもの。	法務省 文部科学省 厚生労働省	資格外活動の許可は、本来の在留活動を阻害しない範囲内において、現に有している在留資格に属しない就労活動を例外的に認めるものである。 留学生については、本来の在留活動の遂行が妨げられるものでなく、①活動の目的が本邦留学中の学費等の必要経費を補うものであること、②申請に係る活動が語学教師、通訳、翻訳、家庭教師等、申請者の専攻科目と密接な関係のある職種又は社会通念上学生が通常行っているアルバイトの範囲内にある職種であること、が確認できれば、1週28時間以内(教育機関の長期休業期間にあつては、1日8時間以内)の範囲を超える就労期間であっても、活動を行う機関の名称及び所在地、業務内容等の条件を定めた上で個別に許可しており、既に対応している。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
4 在留資格「特定活動」に係る許可要件の緩和等								
00901	一般社団法人 広島二葉倶楽部	医療ツーリズム	中国四国地方の医療と観光に関連する様々なリソースを結集して、国家戦略として、医療ツーリズム産業の育成を目指し、外国人患者の受入が可能な病院の整備と国際医療人材の育成、ワールドクラス総合病院建設のためのノウハウを提供する。 更に総合病院とリンクさせ、アンチエイジングの研究成果を生かし、高級感溢れるリゾート感覚で生活できる国際的高齢者エンジョイ施設(中四国の観光地めぐりや豊富な食材から生まれる高級感溢れる食の提供)を建設する。	地域医療から国際医療に向けた意識改革は、グローバル医療人材の不足、日本の医療分野への外国人投資家のアクセシビリティの不足など、困難な状況にあるため、グローバル医療人材の不足。	医療滞在ビザの制限	・保証金制度等の導入により身元引受人を不要とする。 ・医療滞在ビザ発給の簡素化と緩和または観光ビザで医療が受けられるようにする。 ・JCI等のグローバル・スタンダードに則った医療の品質と患者の安全の確保。 ・医療英語習得の義務化。 ・医療事故が起きた場合の責任の所在の明確化。事故保険の適用など	法務省 外務省 厚生労働省 経済産業省	(2ボツ後半について) 医療を受けるために在留資格「短期滞在」で入国することは現行制度においても可能である。
07301	北九州市	アマチュアスポーツ選手の在留資格取得に係る要件緩和について	本市の実業団スポーツは、オリンピックのマラソン日本代表選手を輩出したり、社会人都市対抗野球大会に出場したりするなど、全国的にも好成績を収めている。これら地元の実業団の活躍は、企業の広告塔としてのPR効果があるほか、市内外の地元意識の高揚やシンクブライドの醸成にもつながっている。 また、来る2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、今後メダルの獲得が期待できるような若手選手の育成も重要であり、そのためには、国際レベルの海外アマチュアスポーツ選手と切磋琢磨しながら、日タレニングを積みような環境づくりが求められている。 については、在留資格「特定活動(アマチュアスポーツ)」の緩和により、海外の実力のある外国人選手を地元の実業団に受け入れ、スポーツによる地域活性化と個々の選手の能力向上を図るとともに、受け入れ相手国とのネットワークの構築等をスポーツの大規模大会誘致にもつなげることで、本市の魅力向上を図る。	法務省告示第131号(H2年5月24日)「特定活動(アマチュアスポーツ)」に関する規定「オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で日本のアマチュアスポーツの振興及び水準の向上等のために月額25万円以上の報酬を受けることとして本邦の公私の機関に雇用されたものが、その機関のために行うアマチュアスポーツの選手としての活動。	法務省告示第131号(H28/3/15改正・第140号) 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件」	実業団クラブが入国させることを希望する外国人アマチュアスポーツ選手について、提出書類に基づき、専門家等の審査の上、国際的な競技会に出場する者と同等の能力を有すると判断した者について、本市が確認書を交付することによって半年間の在留資格を与える。 また、半年間のうちに、国際的な競技会に出場した場合には在留資格の更新を可能とする。	法務省 文部科学省 厚生労働省	御提案を検討する前提として、「国際的な競技会への出場経験はないが、月額25万円以上の報酬を支払って、実業団クラブが入国させることを希望する外国人アマチュアスポーツ選手」とは、具体的にどのような者の受け入れを想定しているのか、「専門家等の審査の上、国際的な競技会に出場する者と同等の能力を有すると判断」とは、数多くのスポーツがある中で誰がどのような基準により判断することを想定しているのか、詳細に御教示いただきたい。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
5 新たな在留資格の創設・在留資格の対象拡大								
00101	社会福祉法人ウエルライフ	ベトナム人向けの介護福祉士養成学校(篠山学園)設立に伴い、その卒業生に対し介護職で在留資格を与える件	添付の事業計画書の通り、2017年9月に開校を予定している介護福祉士養成学校「篠山学園」(各種学校)は2016年3月に廃校になった兵庫県立篠山産業高校丹南校の一部を借用し開校を予定している。その目的は、2025年には30万～40万人も不足すると言われている介護従事者育成に対応するものである。 また、過疎化が著しい篠山市における地域の活性化も目的にしている。その養成学校が介護実習を委託する主たる事業所がある篠山市と川西市において卒業後に介護職として就労するためのビザの発給を認める。(川西市は社会福祉法人ウエルライフのグループ法人である医療法人協会の所在地)	出入国管理及び難民認定法において在留資格に介護が含まれていない。	出入国管理及び難民認定法「別表第一」	2015年3月6日に閣議決定された内容の通り、出入国管理及び難民認定法「別表第一」の在留資格に介護を追加する。	法務省 厚生労働省	介護福祉士の国家資格を有する外国人の国内における就労を認めるための新たな在留資格「介護」の創設を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布されたところ。 なお、対象としては、介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の国家資格を取得した留学生を対象とする予定である。
03901	キャメル・アンド・カンパニー合同会社	介護分野における外国人材育成及び供給プロジェクト	経済連携協定の特定活動の枠を利用せず、国家戦略特区を活用し、東南アジア諸国の高等学校卒業生を対象に、海外日本語学校で日本語及び文化を学習を経て、日本語検定N4に達した学生について日本の日本語学校への1年間の語学留学を受入れる。 日本語学校在学中に日本語検定N3及び介護職員初任者研修を取得した者は、介護福祉士養成施設へ2年以上の留学を認める。 養成施設在学中に日本語検定N2及び介護福祉士資格の取得者に対して在留資格を認め、介護施設の職員として就労可能にする。 不合格者にも一定期間内で暫定的に就労可能とすることで、外国人材を介護施設職員として育成・供給する事業。	介護分野の在留資格が与えられていないことによる就労規制	・入国管理法及び難民認定法 ・入国管理法及び難民認定法施行令 ・入国管理法及び難民認定法施行規則	介護福祉士国家資格取得者かつ介護施設職員として就労する者を対象に、初回登録時は5年の在留資格を付与し、以後更新時には3年の在留資格を付与する措置。介護職員初任者研修修了者かつ介護施設職員として就労する者を対象に3年間(更新なし)の在留資格を付与する措置。	法務省 厚生労働省	○ご提案の前半(介護福祉士国家資格取得者～3年の在留資格を付与する措置。)については、介護福祉士の国家資格を有する外国人の国内における就労を認めるための新たな在留資格「介護」の創設を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布されたところ。 なお、対象としては、介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の国家資格を取得した留学生を対象とする予定である。 また、在留資格「介護」の在留期間については、他の就労の在留資格の在留期間を参考に検討することとなる。 ○ご提案の後半(介護職員初任者研修修了者～3年間(更新なし)の在留資格を付与する措置。)の内容については、在留資格「介護」の創設は、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れるという観点から、我が国の介護福祉士の国家資格を取得し、一定の専門性・技術性が認められる留学生を対象に行うものであることから、国家資格を取得していない介護職員初任者研修修了者に在留資格「介護」を付与することは基本的に想定しておらず、要望を実現することは困難である。
00301	株式会社アルプス	外国人労働者の就労資格規制緩和	当社は、山梨県を中心に道の駅、高速のパーキングエリア、公共温泉、公園、飲食業などを営む、地元企業です。現在、人員不足による、サービスレベルの低下、チャンスロスは、大きな問題となっております。富士山を抱える、観光県でもあり、八ヶ岳エリアにおいては、観光庁の観光圏事業に採択されるなど、観光を柱にしております。 その中で、単純労働力不足は、大いなる社会問題となっており、受入キャパシティの機会損失につながっています。 そこで、外国人の就業資格の規制の緩和を限定的にすることで、課題解決をすとも、多言語化対応など、観光受入の別の課題も解決することができると考えます。	外国人の在留資格	入管法	在留資格の単純労働への拡大	法務省 厚生労働省	外国人材の受入れ範囲の拡大は、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略2016」に従い、国民的コンセンサスの形成の在り方なども含め、政府横断的に幅広い観点から検討していく必要があるものと考えている。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
00805	一般社団法人 広島二葉倶楽部	全国初「国際平和文化・医療の聖地」の創設	<p>●国際平和文化・医学医療の聖地の創設 広島は、(公財)放射線影響研究所による原爆被ばく者を対象にした長期間にわたる健康影響調査や、放射線被ばく者医療国際協力推進協議会による被ばく者医療の国際貢献事業など、原爆放射線被ばくによる健康問題を研究し、その成果を国際協力で活かす事業で大きな成果を上げてきた。 この成果を生かし、さらに新たな事業を展開するため、放射線の健康影響に関する研究やその成果を世界中の専門家に伝達するため、新たな研究所と国際的な専門家育成のための卒後教育機関を設立する。 その成果の下、チェルノブイリや福島原発での第事故の教訓を踏まえ、現在世界に400基以上もある原子力発電所などの原子力施設で働く労働者や災害の安全・健康管理推進とともに、万一事故が起きた場合に周辺住民の安全対策に当たる人材育成を通じて、国際平和・協力に貢献する。 このように「広島だから可能な」国際平和貢献は放射線研を土台に、以下6つの提案(＋1)、バーチャル特区によって、被爆地広島市長年の悲願である、核戦争防止と世界平和を実現するための国際的拠点にする。</p> <p>①国際原子力防災医療研究所&国際放射線リスクマネジメント大学院新設 原爆被ばく者や福島原発緊急作業従事者を対象とした、被ばく者の疫学研究で蓄積されたデータを基に、放射線リスク研究を進め、新たな卒後教育機関を設け、その成果を放射線リスクマネジメントの研究と担当専門家育成に生かす。新たに原子力発電所等の災害の住民や作業者の健康確保を図るための研究機関を日本政府主導のもと世界各国々の協力で「国際原子力防災医療研究所」(仮称)を立ち上げる。</p> <p>②大規模避難施設・物流集積センターの整備 南海トラフ三連動地震の等の災害への対応。通常は食品等の大規模な物流の拠点。災害時は避難施設や情報発信、食料品等の供給基地にする。物流業者によって管理を行う。</p> <p>③国際的高齢者施設(仮称)・国際以下総合病院との提携 アンチエイジングの研究成果を生かし、高級感溢れるリゾート感覚で生活できる国際的高齢者エンジョイ施設。生涯移住型の高齢者施設を新設し、入所者の健康度、専門性に合わせた労働が続けられるように、多業種の受け入れ可能な事業所を誘致する。健康度に合わせた仕事を続けることにより、結果的にアンチエイジングをはかる。 更に高齢者医療の専門施設と人材を用意し、認知症、終末医療までを含めた高齢者のための高度医療を充実させ、魅力ある終の棲家を提供する。</p> <p>④国際医科総合病院の新設 インバウンド外国人医療ツーリズムの受入とグローバル医療人材の育成を目的としたワールドクラスの多国籍総合病(自由診療)を設立する。</p> <p>⑤都市型里山の森づくり&特区居住者施設 森林都市構想をイメージした都市型里山を整備、合わせて居住施設等を整備。世界的なコンペによって、様々な住宅、マンションを国内外の研究者などの居住施設用として整備する。</p> <p>⑥国際会議施設の整備 世界1万人都市加入を目指す「平和首長会議」の開催のため、1万人規模の国際会議場を整備する。大ホテルを併設して中・四国の医療観光ツーリズムの拠点にする。</p>	国際会議の本部運営のため、外国人を雇用する必要がある。	出入国管理及び難民認定法	就業ビザの制限を緩和し、本部における運用人材を可能とする。	法務省 厚生労働省	御提案の「国際会議の本部運営」業務の具体的な内容が明らかではないが、例えば、申請人が大学を卒業し、若しくはこれと同等以上の教育を受けている場合、又は本邦の専修学校の専門課程を修了し、専門士又は高度専門士の称号を得ている場合であって、その知識を必要とする業務に従事するときは、在留資格「技術・人文知識・国際業務」での就労が認められる場合がある。

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
01301	キュービーネット株式会社	理美容店での外国人スタイリストの受け入れ	サービス業のグローバル化のなか、弊社も海外店舗が100店舗を越えました。現在のところ日本から技術指導員を派遣していますが、国内研修店舗への外国人スタイリストの受け入れを認めていただきたい。	理容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて理容師になることができる。	理容師法 第二条 (出入国管理及び難民認定法)	当社の店舗及び研修施設が立地する東京都渋谷区において外国人スタイリストの受け入れを認める。	法務省 厚生労働省	外国人材の受入れ範囲の拡大は、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略2016」に従い、国民的コンセンサスの形成の在り方なども含め、政府横断的に幅広い観点から検討していく必要があるものと考えている。
01302	キュービーネット株式会社	理美容店での外国人スタイリストの受け入れ	サービス業のグローバル化のなか、弊社も海外店舗が100店舗を越えました。現在のところ日本から技術指導員を派遣していますが、国内研修店舗への外国人スタイリストの受け入れを認めていただきたい。	美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて美容師になることができる。	美容師法 第三条 (出入国管理及び難民認定法)	当社の店舗及び研修施設が立地する東京都渋谷区において外国人スタイリストの受け入れを認める。	法務省 厚生労働省	外国人材の受入れ範囲の拡大は、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略2016」に従い、国民的コンセンサスの形成の在り方なども含め、政府横断的に幅広い観点から検討していく必要があるものと考えている。
04801	大潟村	大潟村地域活性化推進特区	大潟村は大規模農業を展開しており、農繁期における労働力の確保は周辺市町村からの短期雇用者に依存してきた。 近年、少子高齢化や人口減少が続く中で、農業における雇用者の確保が年々厳しくなっており、外国人を雇用することで不足する労働力を補う。	農業については、短期就労ビザが発給されない。	出入国管理及び難民認定法第2条の2	農業について、「技能」分野に含めるものとし、就労ビザの発給を行う。	法務省 厚生労働省 農林水産省	農業分野の外国人材に係る特例については、平成28年12月12日の国家戦略特別区域諮問会議において、次期通常国会に提出する特区法改正案の中に特例措置等の必要な規定を盛り込むこととされたところ、具体的内容について現在関係府省で検討を行っている。
06701	茨城県	農業分野における外国人材の新たな受入体制の構築	農業分野において外国人材を労働者として受け入れ、農業経営体に派遣する新たな仕組みを提案。 ＜具体的内容＞ ① 一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有する等の即戦力となる就労目的の知識・技能を持つ外国人材が行う様々な農作業に従事する活動を、在留資格の「特定活動」(「出入国管理及び難民認定法」第2条の2第2項)に位置付け。 ② 労働者派遣法により、受入派遣業者が、外国人材を雇用し、農業経営体に派遣。雇用にあたり、受入派遣業者が産地の労働需要を把握し、事前に外国人材と農業経営体とのマッチングを実施。 ③ 外国人材からの苦情相談の対応は、労働者派遣法を所管する国等行政機関が行うことを想定。 ※なお、国際協力を目的とした外国人技能実習制度は維持されることを想定。	日本に在留する外国人材は在留資格ごとに活動できる内容が定められているが、現状では、農作業については在留資格の定めがない。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項	一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有する等の即戦力となる就労目的の知識・技能を持つ外国人材が行う様々な農作業に従事する活動を、在留資格の「特定活動」に位置付ける。 ＜想定される外国人材＞ ・日本の農学系学校等を卒業した者 ・外国人技能実習制度(第2号)の修了者 ・上記相当レベルの研修を送り出し国において修了した者 など	法務省 厚生労働省 農林水産省	農業分野の外国人材に係る特例については、平成28年12月12日の国家戦略特別区域諮問会議において、次期通常国会に提出する特区法改正案の中に特例措置等の必要な規定を盛り込むこととされたところ、具体的内容について現在関係府省で検討を行っている。

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
07101	長崎県	農業分野における外国人材受入れのための新たなスキーム構築	離島・半島を多く抱える本県では、異なる気象条件等に適応した多様な農業が営まれており、農業産出額は全国的に減少傾向にある中でも5年連続増加、過去10年の伸び率は全国1位と、規模拡大意欲も旺盛であるが、人口減少・高齢化の進展は著しく、地域における労働力確保が困難化していることに加え、地理的条件に恵まれないことから、県外人材の確保にも一定の限界があり、労働力不足が経営発展・産地拡大の最大の阻害要因となっている。 このため、農作業の季節性が高い多様な農作物が生産されている本県農業の特色を踏まえつつ、個々の経営体の労働力需要に対応し、外国人材の供給調整を行う仕組みを構築することで、国際競争力のある「強い長崎県農業」を実現し、地方創生に資する。	① 農業は、その時々々の自然や市場の状況に即応し、知識・技術を駆使して利益の最大化を追求する総合科学産業であるが、外国人材に就労ビザの発行が認められる専門的・技術的分野とはされていない。 ② 本県では、多様な農作物が生産されている反面、個々の経営体毎に見れば、農作業の季節性が高い作物が主力となっており、単独の経営体では年間を通じた作業体系を組み立てることが難しく、外国人技能実習生を受入れても技能実習2号への移行が困難である。 このため、外国人技能実習生・実習実施機関の双方とも当該制度を十分に活用することができない。	出入国管理及び難民認定法	地方自治体等による一定の管理体制の下、農業に従事する一定の要件を満たした外国人の入国・在留を可能とする。 農作業支援を行う外国人材の受入機関の要件、支援を行う外国人材の要件、農作業支援活動の業務範囲等を明確化するとともに、本県と国の関係機関で構成する受入管理協議会を設置し、これら要件等の適合性の審査・監査、報告徴収、苦情相談等を行うことで、不正行為及びその他の問題の発生を防ぐ仕組みを構築する。	法務省 厚生労働省 農林水産省	農業分野の外国人材に係る特例については、平成28年12月12日の国家戦略特別区域諮問会議において、次期通常国会に提出する特区法改正案の中に特例措置等の必要な規定を盛り込むこととされたところ、具体的内容について現在関係府省で検討を行っている。
08701	一般社団法人新経済連盟	おもてなし人材の確保	1. 在留資格要件の緩和(大卒、一定の経験年数等)や在留資格業務の範囲の拡大、大きくり化等) 2. 観光関連産業における資格要件の緩和(ドライバー要件等)	本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとされている	出入国管理及び難民認定法	1. 在留資格要件の緩和(大卒、一定の経験年数等)や在留資格業務の範囲の拡大、大きくり化等) 2. 観光関連産業における資格要件の緩和(ドライバー要件等)	法務省 厚生労働省 国土交通省	(1. について) 御提案の具体的内容が必ずしも明らかではないが、外国人材の受入れ範囲の拡大は、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略2016」に従い、国民的コンセンサスの形成の在り方なども含め、政府横断的に幅広い観点から検討していく必要があるものと考えている。
6 民有地上空におけるドローン飛行の自由化								
04010	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	<改訂版>「九州ブランディング拠点創生特区」～ 県境を超えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために ～	九州の地方都市ながら、積極的な産業政策等により人口が増え続けている本地域にあって、鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めることで企業集約・雇用確保を図り、大都市・中核都市ではない拠点都市として、「九州ブランディング拠点」を創生する。 【産業面】 雇用の創出・「新たな拠点の形成」に向けた ■新たな企業・産業施設等誘致 ■既進出企業の拡大支援 ■住宅環境整備 【農業面】 担い手確保と農業所得の向上に向けた ■農地の面的集約支援 ■新たな担い手の参入支援 ■6次産業化・販路開拓支援 等	有害鳥獣の生息状況等について広範囲を撮影するに当たり、航空法に より150m以上の高さを飛行できない。 また、使用する無線機器は技術基準適合証明が必要であり、無線電波の最適条件を検証する実験を円滑に実施できない。ドローン利用に当たり、民有地上空は民法における「土地所有権」の範囲に含まれ、民有地上空を通過する場合は、土地所有者の通行(飛行)承諾の必要可能性がある。	航空法第99条の2 航空法施行規則第209条の3及び第209条の4 電波法第4条、第38条の6 民法第207条	特区指定区域内においては、私有地上空のドローン飛行については、有害鳥獣が出没する農地や山林上空において、一定高度以上であれば所有者の許可がなくても飛行できるものとする。 航空局への手続きを1回の手続きで一定期間の使用計画を認めることで、実証実験や技術開発等を促進する。	総務省 法務省 国土交通省	一般に、土地の所有権は、当該土地を所有する者の利益の存する限度で当該土地の上下に及ぶものと解されており、土地所有者の利益の存する限度内か否かは、個別の土地の具体的な使用態様に照らして判断すべきものと考えられる。したがって、土地の所有者の許諾を得ることなくドローン等の無人航空機をある土地の上空で飛行させた場合には、その土地の具体的な使用態様に照らして土地所有者の利益の存する限度内でされたものであれば、その行為は土地所有権の侵害に当たると考えられる。 ご提案の「一定高度以上」がいかなるものを想定しているのか必ずしも明らかでないが、他人の土地において、一定の高度を上回る高度でドローン等を飛行させた場合には、当該土地の所有権侵害とはなり得ない旨の規律であるとするれば、土地の所有権がその土地の上下に及ぶ範囲が個別具体的に判断されるべき事柄であり、およそ所有権侵害とはなり得ない高度を量定することは困難である。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
7 借地借家法における賃貸人の更新拒絶・解約申入れに係る正当事由の明文化								
07901	森ビル株式会社	国家戦略土地 画整理事業及び 国家戦略市街地 再開発事業の認 定の正当事由へ の位置づけ	都市再生事業 (国際競争力強化に資するビジネス拠点や高度外国人 居住環境等の整備)	借地借家法における建物の普通賃 貸借契約における賃貸人の更新拒 絶・解約申入れにかかる正当事由 について、現行法における要件は抽 象的なものにとどまっております。物 理的・社会的に建替えの必要性の高い 建物についても、正当事由の有無を 巡って賃貸人・賃借人に見解の相 違が生じ、長期の交渉を強いられて いる。 最終的に裁判での解決を余儀なく されることも少なくなく、その場合につ いても、正当事由の判断が曖昧なも のである。そのため、裁判官による裁 量の余地に幅があり、予見性を著しく 欠くとともに、負担する時間、金銭等 のコストが過大なものとなっている。 建替えや再開発等、機能更新が必 要な建物における借家人の退去が進 められないことは、喫緊の課題である 都市の安全性の向上や円滑な市街 地更新の妨げとなっている。 特に、国際的なビジネス拠点の形 成を進めていくべき区域においては、 都市の国際競争力強化及び国際的 な経済活動の拠点の形成に資する 都市再生事業をスピーディーに推進 していくために、上記の課題の解決 が重要である。	借地借家法第28条	○借地借家法における正当事由制 度について、国家戦略土地画整理事 業(法20条)及び国家戦略市街地 再開発事業(法24条)の認定が正当 事由に当たると明記すべき。 理由： 国際的な経済活動の拠点の形成が 求められる国家戦略特区の区域にお いては、都市再生事業をスピー ディーに行うことにより、都市の国際 競争力の強化、安全性の向上、時代 のニーズに即した機能更新を強力に 推し進めていくことが社会的な命題で ある。 一方で、都市再生事業を進める上 では、借家人の退去における正当事 由の有無が立ち退き料等の負担に 大きく影響するとともに、裁判による 判決がなされる場合、判決に対する 予測可能性が極めて低く、時間及び 金銭等の負担が過大なものとなっ てしまうことが事業化に際しての大き なリスクとなっている。 国家戦略土地画整理事業(法20 条)及び国家戦略市街地再開発事業 (法24条)の認定を受けた事業につ いては、相当の公益性が認められる ものであり、当該認定が借地借家法 上の正当事由に当たるとを明文化す ことで、時間及び金銭等の過度な 負担を解消し、事業の推進を円滑に することが求められる。	法務省	借地借家法は、あらゆる借家契約に適用される一般法 であり、私人間の法律関係を定める法律であることから すると、性質上、特区による特例を設けることに馴染ま ない。 現行の借地借家法のもとでも、各種の事業認定がされ ていることについては、正当事由の有無を判断することに 当たって個々の具体的事例に即して適切に考慮されてい るものと承知しており、提案の趣旨を実現するために、 各種の事業認定がされていることを正当事由とすること については、借地借家法上の正当事由制度が賃貸人と 賃借人との間における適切な利害調整を図るものであ ることからすると、慎重に検討する必要があると考えら れる。 また、提案は、都市の安全性向上や円滑な市街地更 新を目的とするものと考えられるが、借地借家法の正当 事由制度が特定の行政目的を実現するためのものでは ないことからすると、上記目的の実現のために同制度の 要件等を見直すことの相当性についても慎重に検討す る必要がある。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
8 監視カメラ画像情報の防犯目的利用に係る肖像権についてのルール作り								
03103	株式会社 アドイン研究所 NPO法人 知的社会システム 研究開発機構	(仮称)街路灯などを利用した非常時異常時の通信の確保及び交通情報のなど表示	街路灯、照明灯に監視カメラ及びLED照明を一体化にし、無線通信によりデータ通信を実施する。LED照明には判別のしやすい(例：赤、黄、など)設備し照明の効果と近隣の異常や非常時に情報を照明として伝達する。 一例としては発煙筒や非常停止板などの代わりになること。 また、無線通信を利用することから我が国発のゴクニタイプ無線の実証や非常時異常時の通信孤立になった場合の近隣だけの通信確保のための中継局も行う。 位置情報ゲームのヒートマップデータにより車両対人など危険な情報をランドマーク情報やGIS、GPS、AR、VR、ビックデータ、AI、クラウドの複合的利用により迅速に様々な先端アプリケーションなどに対応する。	肖像権 プライバシー	日本国憲法第21条に表現の自由が明記されており、肖像権に関するものを法律で明文化したものは存在せず、刑法などにより刑事上の責任が問われることはない。 しかし、民事上では、人格権、財産権の侵害が民法の一般原則に基づいて判断。	自主制限を明確にし情報の利用についての運用を有識者とともにルール作りを行い運用する。	法務省	本提案は、監視カメラと各種照明機器を一体化した上、無線によるデータ通信を実施することにより、情報流通の確実性・迅速性の向上、事故・災害発生防止、被災を固ることが可能となることから、このような目的のためのデータ利用に関するルール作りを求めるものと理解するが、このような目的のためのデータ利用は、それが正当な目的に基づくものであり、かつ、データ利用の手段が目的達成のために必要かつ合理的なものであれば、人格権、財産権の侵害の問題は起こりえないと考えられる。 なお、本提案のような形で監視カメラ画像等のデータを利用することに関し、目的の正当性、手段の必要性・相当性を満たす形でルール作りをするに当たっては、本提案が実現しようとする情報流通の確実性・迅速性の向上、事故・災害発生防止、被災の各行政目的の観点から、専門的知識を動員して検討する必要があるものであり、そうしたルール作りが可能なのか否か、可能であるとしてその内容をどのように策定すべきかは、各行政目的を所管する省庁において判断されるべき事項である。